

- 1 本庄市環境基本条例
- 2 本庄市環境保全条例
- 3 本庄市環境基本計画の検討経過
- 4 環境審議会委員
- 5 環境基準等
- 6 用語解説

1. 本庄市環境基本条例

平成 18 年 1 月 10 日 条 例 第 143 号

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)
- 第2章 環境基本計画(第7条・第8条)
- 第 3 章 基本的施策等(第 9 条 第 20 条)
- 第 4 章 推進体制(第 21 条 第 22 条)
- 第 5 章 環境審議会(第 23 条 第 29 条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、本庄の恵み豊かな環境を次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに人と自然が共生していける循環型社会の形成をめざすとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。
 - (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
 - (3) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処理が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生していく中で環境への負荷を低減し持続的に発展できる循環型社会が形成されるように、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(市の青務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を 行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努め なければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が 図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境 への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用する こと。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。 (市民の責務)
- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活の中で環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に 関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本庄市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環 境 の保 全 及 び創 造 に関 する長 期 的 な目 標 及 び総 合 的 な施 策 の大 綱
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、本庄市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (報告書の公表)
- 第 8 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施 策に関する報告書を市議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

第 3 章 基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

(規制の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

- 第 11 条 市は、環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (環境の保全及び創造に資する事業等の推進)
- 第 12 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止 に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制の整備に努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第 14 条 市 は、循環型 社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用 並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮の優先)

第 17 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の自発的な環境保全活動の促進)

第 19 条 市 は、市 民、事 業 者 又 はこれらの者 の組 織 する民 間 の団 体 (以 下 「民 間 団 体 等」という。)が自 発 的 に行う環 境 の保 全 及 び創 造 に関 する活 動 が促 進 されるように、必 要 な措 置 を講 ずるよう努 めるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 4 章 推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び 推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものと

する。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

- 第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、本庄市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する事項
 - (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) 本庄市環境保全条例(平成 18年本庄市条例第 144号)第 11条に関する事項

(審議会の組織)

- 第24条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 事業者
 - (3) 識見を有する者
 - (委員の任期)
- 第 25 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第27条審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席及び参考意見の聴取)

第 28 条 審議会は、必要があると認めたときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第 29 条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。
- 2 第 23 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18年1月10日から施行する。

2. 本庄市環境保全条例

平成 18 年 1 月 10 日

条 例 第 144 号

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 3 条)
- 第2章 自然環境及び生活環境の保全(第4条—第8条)
- 第 3 章 廃棄物等処理事業(第 9 条 第 25 条)
- 第 4 章 雑則(第 26 条 第 29 条)
- 第 5 章 罰則(第 30 条 第 32 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来の全ての市民が自然豊かな本庄市の良好な環境を享受する上において、環境の保全に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び 生活環境をいう。
 - (2) ごみ等の不法投棄 廃棄物及び土砂等のごみを他人が所有し、又は管理する場所に、相手の同意を得ずにみだりに捨てることをいう。
 - (3) 肥料等 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する肥料、地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)第 11 条第 1 項に規定する土壌改良資材その他植物の栽培に資するため土地又は植物に 施される物をいう。ただし、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 2 条第 1 項 に規定する農薬を除く。
 - (4) 公共用水域 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
 - (5) 事業主等 市内において事業活動を行う者又は行おうとする者をいう。
 - (6) 空き地等 現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空閑 部分を有し、人が使用していない土地と同様の状況にある土地をいう。
 - (7) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。 (調査及び情報収集)
- 第3条 市は、環境の保全に関する調査及び情報の収集に努めなければならない。

第2章 自然環境及び生活環境の保全

(水質汚濁の防止)

- 第 4 条 何 人も、みだりに公 共 用 水 域 及 び地 下 水 の水 質 を汚 濁させてはならない。
- 2 市長は、公共用水域及び地下水の水質保全のために必要な施策を推進するものとする。
- 3 市民は、生活排水が環境に与える影響を認識し、水質保全のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事 業 主 等 は、工 場 及 び 事 業 場 からの 排 水 が 環 境 に 与 える 影 響 を 認 識 し、水 質 保 全 の た め の 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら な い 。
- 5 市長は、前項の規定による必要な措置を事業主等が講じないときは、当該事業主等に必要な指導又は勧告を行うことができる。ただし、法令又は埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に定めがあるものは、この限りでない。

6 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その 勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(悪臭に関する規制)

- 第 5 条 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。
- 2 一の施設が特定施設になった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設になった日から 30 日以内に、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。
- 3 前 2 項の届出をした者で、その届出に係る事項を変更する場合は、当該変更をしようとする日の 30 日前までに、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。
- 4 特定施設を設置する者は、当該特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準(以下「構造等の基準」という。)及び規則で定める大気中における臭気指数の許容限度(以下「規制基準」という。)を遵守しなければならない。ただし、構造等の基準の一部が技術上又は製品の品質管理上において実施が困難と市長が認めた場合は、この限りでない。
- 5 市長は、特定施設を設置した者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺の生活環境が損なわれていると認められるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、規制基準に従うべきことを勧告することができる。
- 6 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を 定めて、前項の事態を除去するために必要な限度において規制基準に従うべきこ とを命ずることができる。
- 7 市長は、第1項に規定する書類の提出があったときは、本庄市環境審議会(本庄市環境基本条例(平成18年本庄市条例第143号)第23条に規定する本庄市環境審議会をいう。以下「審議会」という。)に諮問することができる。
- 8 市長は、第 1 項に規定する書類の内容について審査し、前項の諮問を行った際は、審議会での答申に基づく意見を付して、その結果を事業主等に通知するものとする。
- 9 事業主等は、前項の意見を尊重するよう努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

- 第6条何人も、ごみ等を不法投棄してはならない。
- 2 所有者等は、自らの責任において、その保有する土地、建物の清潔を保ち、不法投棄の防止に努めなければならない。
- 3 市長は、不法投棄した者を確認するため、不法投棄されたごみ等の状況を調査することができる。ただし、この規定による調査権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、前項の調査の結果、不法投棄した者を確認したときは、当該不法投棄した者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(肥料等の堆積の規制)

- 第 7 条 事 業 主 等 は、次 の各 号 のいずれかに該 当 する肥 料 等 の 堆 積 を行ってはなら ない。
 - (1) 著しい悪臭を発散し、害虫を発生し、又は周囲の良好な環境の保全上の支障を及ぼすおそれのある堆積
 - (2) 崩落、流出等の災害が発生するおそれのある堆積
 - 2 市長は、前項の規定に反する肥料等の堆積を行った事業主等を確認したときは、当該事業主等に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(除草の指導勧告)

第 8 条 市長は、空き地等に雑草が繁茂しているときは、当該空き地等の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導又は勧告することができる。ただし、本庄市空き家等の適正管理に関する条例(平成 25 年本庄市条例第 19 号)に定めがあるものは、この限りでない。

第 3 章 廃棄物等処理事業

(定義)

- 第 9 条 この章において、次 の各 号 に掲 げる用語 の意 義 は、当 該 各 号 に定 めるところ による。
 - (1) 廃棄物等処理事業 廃棄物等の処理を目的とする事業のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項、第 9 条、第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可を要する事業
 - イ 食品、食品廃棄物等(食品が食用に供された後に、若しくは食用に供されずに廃棄されたもの又は食品の製造、加工若しくは調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。)又はふん尿を利用して堆肥又は飼料を製造し、又は加工する施設(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)に規定する家畜排せつ物の処理の用に供する施設その他法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を要しない施設を除く。)を有する事業
 - ウ その他市長が必要と認める事業
 - (2) 廃棄物等処理事業者 市内において廃棄物等処理事業を実施しようとする 者をいう。
 - (3) 関係地域 廃棄物等処理事業の実施により良好な環境が害されるおそれがある地域として、第13条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
 - (4) 関係住民 関係地域に住所を有する者その他規則で定める関係地域において生活環境上の影響を受ける者をいう。
 - (5) 地域説明会 廃棄物等処理事業者が関係住民に対して行う当該廃棄物等 処理事業に係る説明会をいう。

(廃棄物等処理事業者の青務)

第 10 条 廃棄物等処理事業者は、その事業活動によって生活環境を害することの ないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、市その他の行政機関が 実施する環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(手続の時期)

第 11 条 廃棄物等処理事業者は、次条、第 14 条第 1 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 18 条第 1 項に規定する手続を、当該廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為の前までに行うものとする。

(届出書の提出)

- 第 12 条 廃棄物等処理事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 廃棄物等処理事業の目的及び内容
 - (3) 廃 棄 物 等 処 理 事 業 を実 施 しようとする場 所
 - (4) 廃棄物等処理事業が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (関係地域の決定)
- 第 13 条 市 長 は、前 条 の規 定 による届 出 があったときは、規 則 で定 めるところにより、 関 係 地 域 を定 めるものとする。
 - 2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を廃棄

物等処理事業者に通知するものとする。

(地域説明会)

- 第 14 条 廃棄物等処理事業者は、第 12 条の届出書を提出した後、規則で定める ところにより、地域説明会を開催するとともに、関係住民の意見を聴かなければなら ない。
 - 2 市長は、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会に関係住民以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 関係住民は、地域説明会の再実施の請求を市長に求めることができる。
 - 4 市長は、前項の規定により関係住民から地域説明会の再実施を求められた場合は、その適否について審議会の意見を聴いた上で、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会の再実施を求めることができる。
 - 5 廃棄物等処理事業者は、地域説明会の開催状況及び聴取した関係住民の 意見を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
 - 6 市長は、前項の報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該報告書を縦覧に供しなければならない。

(意見書の送付)

- 第 15 条 関係住民は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、当該廃棄物等処理事業に係る意見書を市長に提出することができる。
 - 2 市長は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、廃棄物等処理事業者に対し、同条第 5 項に規定する報告書及び前項に規定する意見書を踏まえ、周辺環境の保全のために必要な事項を記載した意見書を送付するものとする。
 - 3 市長は、前項の意見書を送付しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を 聴かなければならない。

(実施計画書の提出)

- 第 16 条 廃棄物等処理事業者は、前条第 2 項の規定による意見書の送付を受けたときは、当該意見書に配慮した上で、次に掲げる事項を記載した廃棄物等処理事業に関する実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 第 12 条に規定する事項
 - (2) 前条第2項の意見書に対する検討結果に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (手続等の特例)
- 第 17 条 廃棄物等処理事業のうち、事業の内容及び施設の構造に変更を伴わないものその他の生活環境上の影響が軽微であると市長が認めるものについては、 審議会の意見を聴いた上で、第 13 条から前条までの規定による手続は、これをすることを要しない。
 - 2 前項に規定する場合において、市長は、第 14 条及び前条の規定による手続を 要しない旨を廃棄物等処理事業者に通知するものとする。

(協定の締結)

- 第 18 条 市長及び廃棄物等処理事業者は、当該廃棄物等処理事業者による廃棄物等処理事業が実施される前に、第 16 条各号に掲げる事項その他当該廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定(以下「廃棄物等処理事業協定」という。)を締結するものとする。
 - 2 市長は、前条第 1 項に規定する場合を除き、廃棄物等処理事業協定を締結し ようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 廃棄物等処理事業者は、廃棄物等処理事業協定を遵守しなければならない。 (許可等を行う権限を有する者への要請)
- 第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる関係書類に意見を付して、 廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を 行う権限を有する者に送付し、当該行為を行うに際し、十分配慮するよう要請する ものとする。

- (1) 第 12条の届出書
- (2) 第 14 条 第 5 項 の 報 告 書
- (3) 第 15 条 第 2 項 の 意 見 書
- (4) 第 16条の実施計画書

(手続等の再実施)

- 第 20 条 廃棄物等処理事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この章の規定による届出その他必要な手続等を再度行わなければならない。
 - (1) 第 16 条の実施計画書を提出した日から 3 年を経過しても廃棄物等処理事業に着手しないとき。
 - (2) 第 16 条 の実 施 計 画 書 の内 容 について著しい変 更 が生じたと市 長 が認 めるとき。

(指導)

第 21 条 市長は、廃棄物等処理事業者がこの章の規定による届出その他必要な手続等を正当な理由なく行わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

(勧告)

第 22 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の指導に従わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、期限を定め、この章の規定による届出その他必要な手続等を行うよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 23 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の勧告に従わないときは、その事実 を公表することができる。

(実施状況の報告)

第 24 条 市 長 は、必 要 な限 度 において、廃 棄 物 等 処 理 事 業 者 に対 し、廃 棄 物 等 処 理 事 業 の実 施 状 況 について報 告 を求 めることができる。

(適用除外)

第 25 条 この章の規定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 88 条第 1 項に規定する災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、適用しない。

第4章 雑則

(その他の行為の規制)

- 第 26 条 市長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例に定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、市民の健康と生活環境を阻害するおそれがあるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
 - (1) 廃棄物等処理業に伴う行為
 - (2) 振動及び騒音を伴う行為
 - (3) 粉じん飛散を伴う行為
 - (4) 地盤沈下を誘発する行為
 - (5) 燃 焼 不 適 物 の燃 焼 行 為
 - (6) 電波の障害となる行為
 - (7) 大気の汚染を伴う行為
 - (8) 公共の場所の清潔保持を阻害する行為

(立入検査)

- 第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な範囲において、職員をして立ち入り、当該場所にある備品等(機械、設備、帳簿、書類及びその他の物件をいう。)を検査させ、原材料等(原料、材料、土及び水等をいう。)を採取させ、関係者に質問させ、又は当該場所において行われている行為の状況を調査させることができる。
 - 2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要によりこれを提示しなければならない。
 - 3 事業主等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為

を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項 の規 定 の立 入 検 査 の権 限 は、犯 罪 捜 査 のために認 められたものと解 釈 してはならない。

(聴聞)

第28条 市長は、第4条第6項、第5条第6項、第6条第4項又は第7条第2項の規定による命令をしようとするときは事業主等に対し、あらかじめ期日、場所及び事案の内容について通知した上、聴聞を行うものとする。ただし、災害の防止若しくは生活環境の保全を図るため緊急やむを得ないとき、又は事業主等が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで当該処分を行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 4 条 第 6 項 の規 定 による命 令 に違 反した者
 - (2) 第 5 条 第 6 項 の規 定 による命 令 に違 反した者
- 第 31 条 第 27 条 第 1 項 の規 定 による立 入りその他 の行 為を拒 み、妨 げ、又 は忌 避若しくは質 問 に対して答 弁 せず、又 は虚 偽 の答 弁した者 は、30 万 円 以 下 の罰 金 に 処 する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰 するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、平成 18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに合併前の本庄市あき地の環境保全に関する条例(昭和 52 年本庄市条例第 14 号)又は児玉町環境保全条例(平成 13 年児玉町条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお児玉町環境保全条例の例による。
- 附 則(平成 22 年 12 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (本庄市環境基本条例の一部改正)
- 2 本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)の一部を次のように改正する。
- 第 23 条 第 2 項 第 3 号 中 「第 11 条 」を 「第 12 条 」に改 める。
- 附 則(平成 25年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条にただし書きを加える改正規 定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27年 12月 25日条例第 37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の本庄市環境保全条例第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項に規定する関係地域等利害関係人への事前説明会を実施した者が行った手続その他の行為については、なお従前の例による。

(本庄市環境基本条例の一部改正)

3 本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)の一部を次のように 改正する。

第 23 条 第 2 項 第 3 号 中「第 12 条」を「第 5 条 第 7 項、第 14 条 第 4 項、第 15 条 第 3 項、第 17 条 第 1 項 及 び 第 18 条 第 2 項」に改 める。

附 則(令和 2 年 12 月 28 日条例第 54 号) この条例は、公布の日から施行する。

3. 本庄市環境基本計画の検討経過

平成 29 年度

月日	項目	主な内容
6月16日 ~ 7月21日	環境施策進捗状況調査	旧本庄市環境基本計画における環境施策の取組状況について
8月23日	第1回 庁内会議	環境基本計画(素案)の検討について
9月21日	第2回 庁内会議	環境基本計画(素案)について
9月29日	第1回 環境審議会	環境基本計画(素案)について
10月26日	第2回 環境審議会	環境基本計画(素案)について
1月10日 ~ 2月9日	パブリックコメント	素案に対する市民からの意見を募集
2月27日	第3回 環境審議会	素案に関する意見、環境基本計画案について 環境基本計画案の諮問
3月2日	答申	審議会から環境基本計画案を市長へ答申

令和4年度(中間見直し)

月日	項目	主な内容
7月25日 ~ 8月16日	環境施策進捗状況調査	本庄市環境基本計画における環境施策の取組状況について
10月19日	第1回庁内検討委員会	本庄市環境基本計画(中間見直し)の素案について
11月 7日	第1回環境審議会	本庄市環境基本計画(中間見直し)の策定に係る諮問
11月15日 ~ 11月22日	第2回庁内検討委員会	本庄市環境基本計画(中間見直し)の素案について
1月11日 ~ 2月9日	パブリックコメント	素案に対する市民からの意見を募集
2月20日	第3回庁内検討委員会	パブリックコメントの結果報告
2月21日	第2回環境審議会・答申	パブリックコメントの結果報告、本庄市環境基本計画 (中間見直し)の策定に係る答申

4. 環境審議会委員

本庄市環境審議会委員

氏	; 名	(本庄市	選出区分環境基本条例第24条第2項)	任期
ゃまもと 山 本	のぼる 昇		公募による市民	
_{さかい} 酒井	_{かつひろ} 勝 弘	第1号	公募による市民	
_{あさみ} 浅見	りゅういち 龍 一		公募による市民	
^{きむら} 木村	^{ふみこ} 文子		農業委員会	
_{せきね} 関根	_{まさみ} 雅美	年 0 日	本庄商工会議所	
^{さかもと} 坂 本	_{なおこ} 尚子	第2号	児玉商工会	令和4年6月1日
つくし	_{ぜんいちろう} 善一朗		埼玉県中央部森林組合	~ 令和 6 年 5 月 31 日
かたぎり 片 桐	まさとみ 正富		本泉の自然と語る会	
やまぐち 山 口	ゆたか 豊		本庄市議会	
くろさき 黒 﨑	_{まさのり} 暢 徳	第3号	本庄市小・中学校長会	
_{もてぎ} 茂木	としぉ 利 雄		自治会連合会	
_{じんざ} 神座	_{まさひろ} 侃 大		環境カウンセラー	

5. 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

(1) 大気関係

< 環境基準 >

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	値が 0.04ppm 以下で あり、かつ、1 時間値	1 時間値の 1 日平均 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン 内またはそれ以下で あること	値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8	値が 0.10mg/m³以下 であり、かつ、1 時間	

有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン		ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が	1 年平均値が	1 年平均値が	1 年平均値が
	0.003mg/m³	0.13mg/m³	0.2mg/m³	0.15mg/m³
	以下であること	以下であること	以下であること	以下であること

- (注 1)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
- (注 2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
- (注 3)環境基準は、各物質ごとに、当該物質によると認められる大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- (注 4)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

< 環境基準の評価方法(要約) >

環境基準による大気汚染の評価

		評 価 方 法	物質
長期	1 日平均値の 年間 98%値	1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。	二酸化窒素
的評価	1 日平均値の 年間 2%除外値	1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して 評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合に は、非達成と評価する。	浮遊粒子状物質 二酸化硫黄 一酸化炭素
短期的評価	短		AFT 1 = 1700 F T

(2)水質関係

< 人の健康の保護に関する環境基準 >

人の健康の保護に関する環境基準

			-1 10 -1 -1 -1
項目	環境基準	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003 mg/l以下		
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/l以下		
六価クロム	0.02 mg/l 以下		
砒素	0.01 mg/l以下		
総水銀	0.0005 mg/l以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/1以下		
1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	古 + 1- 法 + +	
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	- 直ちに達成さ - れ、維持され	
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/1以下	- るように努め	全公共用水域
1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/1以下	るものとする	
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	900299	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下		
1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下		
チウラム	0.006 mg/l以下		
シマジン	0.003 mg/l以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下		
ベンゼン	0.01 mg/I以下		
セレン	0.01 mg/I以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下		
ふっ素	0.8 mg/l 以下		
ほう素	1 mg/I以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下		

⁽注1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

⁽注 2)「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

< 生活環境の保全に関する環境基準 >

①河川(湖沼を除く)

項目				基準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学 的酸素要 求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	20CFU /100ml 以下
А	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	300CFU /100ml 以下
В	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	1,000CFU /100ml 以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	ı
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと	2 mg/l 以上	-
該 当 水 域		全公共	用水域のうちの	の類型指定水	 域	

- (備考 1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (備考 2)「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (備考3)海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (備考 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする
- (注1)自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- (注2)水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- (注2)水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- (注2)水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- (注3)水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産 3 級 : コイ、フナ等、βー中腐水性水域の水産生物用
- (注 4)工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
- (注5)環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万m³以上の人工湖)

ア.

項目				基準	値	
類型	利用目的の適応 性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学 的酸素要 求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	20CFU /100ml 以下
А	水道 2、3級 水産 2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	300CFU /100ml 以下
В	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
С	工業用水 2 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと	2 mg/l 以上	_
該 当 水 域		全公	共用水域のうち	の類型指定な	 水域	

- (備考 1)水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 (備考 2)水道 1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- (備考3)水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、 大腸菌数 1,000 CFU/100ml 以下とする。
- (備考4)大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注1)自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- (注2)水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- (注3)水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用水産3級: コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
- (注4)工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

(注5)環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

1.

項目		基	準 値	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全 り ん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg/I 以下	0.005 mg/l 以下	
п	水道 1、2、3級(特殊なものを除く) 水産 1 種水浴及び皿以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下 の欄に掲げるもの	0.4 mg/I 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
v	水産3種、工業用水、農業用水、 環境保全	1 mg/I 以下	0.1 mg/l 以下	
該 当 水 域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(備考1)基準値は年間平均値とする。

(備考 2)水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものと

(備考2)し、全窒素の項目の基準値は全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用す

(備考3)農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注1)自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

(注2)水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

(注2)水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

(注2)水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特

殊な浄水操作を行うものをいう)

(注3)水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

(注2)水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

(注2)水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

(注 4)環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ.

1百日	표 다		基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ 以下	0.001 mg/ 以下	0.03 mg/ Ⅰ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に揚げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/I 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/I 以下
生物特B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に揚げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
該 当 水 域	全公共用水域のう	ちの類型指定水	域	

(3)地下水関係

< 地下水の環境基準 >

項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.02 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/l 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l以下
セレン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l以下
ほう素	1 mg/1以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

⁽備考 1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- (備考 2)「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (備考 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された 亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- (備考 4)1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により 測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定さ れたトランス体の濃度の和とする。

(4)土壤関係

< 土壌の汚染に係る環境基準 >

項目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.03mg 以下、かつ 農用地では米 1kg につき 0.4mg 未満
全シアン	展用地では木 TKg に Je U.4mg 木洞 検液中に検出されないこと
 _ 有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
大価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ 農用地(田に限る。)では土壌 1kg につき 15mg 未満
 総水銀	展用地(田に版る。) Cは工場 TNg に フミ 13mg 不満 検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
	農用地(田に限る。)で土壌 1kg において 125mg 未満
<u></u> ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下
11 11 1 1 1 -	MM 1=1= = 0.00mg & 1

- (備考 1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- (備考 2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1上につき $0.003\,\mathrm{mg}$ 、 $0.01\,\mathrm{mg}$ 、 $0.05\,\mathrm{mg}$ 、 $0.01\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0005\,\mathrm{mg}$ 、 $0.01\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0015\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0015\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0015\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0015\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.0015\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ 、 $0.03\,\mathrm{mg}$ とする。
- (備考 3)「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (備考 4)有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- (備考 5) 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) ダイオキシン関係

< ダイオキシン類に関する環境基準 >

媒体	基準値	測 定 方 法
大気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエア ーサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量 分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/I以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の 底質	150pg -TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(備考1)基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

(備考2)大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

(備考 3)土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

(備考 4)土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(6) 騒音関係

< 騒音に係る環境基準 >

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地	時「	間 区 分	
域 類 型	昼 間 (6 時~22 時)	夜 間 (22 時~6 時)	類 型 指 定 地 域
АА	50dB 以下	40dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用 地域
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域等
С	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

- (注 1)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- (注 2)AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- (注3)Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- (注 4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- (注 5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時 間 の 区 分	
地域の区力	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(備考)車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

区分	基	準 値
区 万·	昼間	夜 間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- (注1)幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
- (注2)近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
- (注 3)窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい 面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

< 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度 >

区域の区分と要請限度

	時間の	の区分
区 域 の 区 分	昼 間	夜 間
	(6~22 時)	(22~6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

昼間	夜 間
75dB	70dB

区域の類型

区域の類型	該 当 地 域
a 区域	(1)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域(2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る) 狭山近郊緑地保全区域 平林寺近郊緑地保全区域
b区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 用途地域の定めのない地域(a 区域の項(2)を除く)
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

< 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 >

環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
п	75dB 以下

(注)地域の類型 I:主として住居の用に供される地域

地域の類型Ⅱ:Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1)指定地域の範囲

東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から 300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く)の区域では軌道中心線から 200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ 400mの区間では、軌道中心線から 400m以内の地域とする。

2)類型の当てはめ

〈類型 I 〉第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種 中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めの ない地域

<類型Ⅱ>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3) 指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 振動関係

< 振動に係る環境基準 >

振動規制法特定工場の用途地域別数

区域	用 途 区 域	工場数
1 種	第 1·2 種低層住居専用地域 第 1·2 種中高層住居専用地域 第 1·2 種住居地域 準住居地域·用途外地域·都市計画区域	41
2 種	商業地域·近隣商業地域 準工業地域·工業地域	23
숌 計		64

特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準

区域の	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域	第 1・2 種低層住居専用地域 第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域 都市計画区域外	60∼65	55 ~ 60
第 2 種区 域	商業地域·近隣商業地域 準工業地域·工業地域	65 ~ 70	60~65

- (備考 1)昼間とは、午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時までとし、 夜間とは、午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時までとする。
- (注)学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じて得た値とする(※規制基準は敷地境界線の値とする)。

(8)悪臭関係

< 悪臭に係る環境基準 >

悪臭防止法に基づく規制内容

臭気指数規制地域	規制対象
臭気全体のにおいの強さによる規制	市内全ての工場事業所

規制基準(臭気指数)

区域区分		敷地境界	気体排出	排出水
A 区域	B, C 区域を除く区域	15	悪臭防止法施	悪臭防止法施
B区域	農業振興地域	21	行規則第6条の	行規則第6条の
C区域	工業地域、工業専用地域	18	2で定める方法	3で定める方法

(注)基準値の目安

- 15…何のにおいであるかがわかる程度の弱いにおい
- 18・・・楽に感知できるにおい
- 21・・・ほとんどの人がにおいを感じるやや強いにおい

6. 用語解説

五十音	用語	内容
あ	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、必要以上の暖
行		機運転をせず、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間な
''	ファミコレイで始)	ど、不要と考えられる場合には自動車のエンジンを止めること。
	アスベスト(石綿)	天然産の繊維状の鉱物で、石綿(いしわた、せきめん)ともいう。
		断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、飛散して人が │ 吸入することにより健康被害が生じるおそれがある。現在は原則として製造 │
	—————————————————————————————————————	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。
	11371700000	市街地では、降った雨は地下に浸透せず一気に川に流れ込むため、年々
		河川に集まる水量は多くなり、河川の氾濫や床上・床下浸水、道路冠水など
		の被害が発生し、逆に地下水や湧水量は減少している。河川の水の汚濁
		は、水源になる地下水や湧水が少なくなっていることも原因のひとつである。
	エコドライブ	おだやかにアクセルを操作するなど環境にやさしい運転方法のこと。エコドラ
		イブを実践することで、自動車の排出ガスを削減できるだけでなく、地球温暖
		化の原因となっている二酸化炭素の排出も抑制することができる。
	エコマーク	環境保全に役立つ商品であることを示すマークのこと。環境負荷の少ない
		製品を選択しようとする消費者への情報提供に役立つ。
	温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温
		室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に
		関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカー
		ボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室 効果ガスとして定義されている。
<u> </u>	外来種	が来が入るして定義されている。 他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。在来種への圧迫、食物連
か		鎖のバランスなど生態系に影響を及ぼす。
行	合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿
		だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ
		1/8 に減らすことができる。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染
		及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び
		生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境保全
		機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくこと
		を目指すタイプの農業のこと。
		具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農
	西 セーナッ ハー・コ	業関係排出物などを利用するなどの取組があげられる。
	│ 環 境 マネジメントシス	継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのシステ
	テム	ムであり、企業や自治体などの組織が温室効果ガス排出量やエネルギー消
		費量の削減を目的に、環境負荷を低減する「計画(Plan)」を立て、「実施
		(Do)」、達成度の「評価(Check)」、結果に基づく「更なる改善(Action)」す
	1 19:	る PDCA サイクルにより管理する。
	カーボンニュートラル	CO2 をはじめとする温室効果ガス(メタン、N2O(一酸化窒素)等)の「排出
		量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的に
		ゼロにすること。

五十音	用語	内容
か	揮発性有機化合物	常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成され
4-	(VOC)	たもの。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いた
行		め、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放
		出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質(SPM)の発生
	/ ·	に関与していると考えられている。
	郷土種	その地域に本来生育する植物種のこと。
	近隣騒音	商店・飲食店などの営業騒音、拡声器騒音や家庭のピアノ、エアコン、ス
		ーテレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音のこと。近年、都市の過密化
	₽	や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。
	グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の
		視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購
		入すること。平成8年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行
		政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な 情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。
	 光化学オキシダント	情報の収集・提供、ガイトラインラくり、意識各発などが行われている。 太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン
	元化子オキンダント	などの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激など
		などの酸化性物質の集合体のこと。その影音は、眼や気道の相撲刺激など の健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲に渡る。
	こどもエコクラブ	環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域
		の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取組や活動ができ
		るよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するも
		の。
<u></u>	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などから得るエネルギー
C	132 3110-177 (のこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、石油・石炭等の
行		限りあるエネルギー資源に対し、資源が枯渇しないエネルギーである。
	シティプロモーション	地域再生、観光復興、住民協働など様々な概念が含まれる。多様な捉え
		方があり、地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度の向上等、取組に
		おいては多方面に広がっていく能動的な活動になる。
	市民農園	都市の住民など農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や
		花を栽培する場として提供する農園のこと。
	樹林地	市長が所有者の同意を得て指定した樹木の集団が 300 ㎡以上のものを
		樹林という。樹林に指定されると、所有者はその保全と育成に努めなければ
		ならない。
	循環型社会	これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改
		め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を
		遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制す
		るとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り
		低減しようとする社会のこと。
	森林環境譲与税	森林整備に必要な財源を確保するため、国内に住所を持つ個人から徴
		収した森林環境税を市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林
		業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの。
	水源涵養林	「雨や雪などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川
		へ水を供給する機能を持っている森林」のこと。季節を問わず川の水量が安
		定しているということは、河川水を原材料として取水している水道事業者にと
		ってはとても重要であり、また、雨水が森林土壌を通過することにより、天然
	上	のろ過作用で水の浄化にも貢献している。
	生態系	ある地域に生息・生育する多様な生物とそれらの生活空間である大気、 水、土、太陽エネルギーなどが有機的につながったものをいう。生物は、生
		水、工、太陽エイルヤーなどが有機的につなかつにものをいう。生物は、生 産者(植物)、消費者(動物)、分解者(細菌や微生物)から成り立ち、これら
		座名(恒初)、消貨名(勤初)、分解名(神風や似生物)から成り立ら、これら の生物や大気、水、土などの資源の間でエネルギーや物質が循環してい
		の生物や人気、水、上などの真線の间でエネルキーや物質が循環している。
	 ゼロカーボンシティ	□ る。 □ 二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることをゼロカーボンと呼び、首長の
	こロハ - ハンノノイ	一
		安見や各自治体のホームペーシなどで 2050 年までにゼロガーホンを目指
<u> </u>	1	1」に公切した日内仲のこと。

五十音	用語	内容
た	ダイオキシン類	工業的に製造する物質ではなく、焼却の過程などで自然に生成してしま
行		う塩素を含む有機化学物質のこと。通常は無色透明の固体で水に溶けにく
11		く、脂肪に溶けやすい性質を持ち、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に
		反応しない安定した状態を保つことが多いが、生物の体内に蓄積しやすく、
		発がん性などが確認されている他、生殖障害や免疫機能の低下を招く恐 │ │れがあるとされている。
	 窒素酸化物(NOx)	一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象
	至来的旧物(NOX)	とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物のこと。
		発生源としては、自動車を主発生源とする移動発生源と発電所、工場
		を主発生源とする固定発生源とに分けられる。大気汚染防止法では、(1)
		有害物質、(2)指定ばい煙、(3)自動車排出ガスに指定され、排出基準、排
		出許容限度が定められている。
		室素酸化物の毒性の主原因は二酸化窒素である。また、光化学スモッグ
	+ w	の原因物質の一つでもある。
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正
		化に関する法律(鳥獣保護法)」に基づいて環境大臣または都道府県知事
		が指定する区域のこと。一般に、環境大臣が指定したのを国指定(以前は 国歌)自獣保護区 報道 原見知恵が指定したのも見(初道 原) 特定(以前は
		│国設)鳥獣保護区、都道府県知事が指定したのを県(都道府)指定(以前 │ │は県設)鳥獣保護区と呼んでいる。鳥獣保護区の存続期間は 20 年以内と │
		定められている。
	 雷動車	バッテリーに蓄えた電気エネルギーを車の動力のすべてまたは一部とし
		て使って走行する自動車のこと。電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド
		車(PHEV、PHV)、ハイブリッド車(HEV、HV)、燃料電池車(FCEV、FCV)
		の4種が存在する。
	特定猟具使用禁止	特定猟具を銃器と定め、当該猟具による危険防止を図るため当該猟具
	区域	の使用を禁止する区域のこと。
	都市公園	都市公園法に定義されるもので、市あるいは県が設置する都市計画施
		設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または
	— TA 11 H + ()	緑地を都市公園としている。
な	二酸化炭素(CO ₂)	炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する。
行		│二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に │伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を
		中い、人気中に排出される重か増加する傾向がみられる。また、赤外線を 吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球の温暖化促進につ
		ながるものと懸念されている。
	二酸化硫黄(SO₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する
	HX 12 1710 24 (= - 27	際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含ま
		れ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸
		性雨の原因物質である。「大気汚染防止法」(昭 43 法 97)では二酸化硫黄
		を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、更に総量規制も実施して
		いる。昭和 40 年以降の継続測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値
		は、42 年度をピークとして全般的に減少を続けており、現在の環境基準の
	- TA // m = /// >	達成率は、ほぼ100%に近い状況である。
	二酸化窒素(NO₂)	主としてものが燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与え
		る窒素酸化物(NOx)の一種。発生源は自動車や工場、事業場などであ
		る。

五十音	用語	内容
は	ばい煙	大気汚染防止法に基づく規制の対象となる硫黄酸化物、ばいじん及び窒
		素酸化物などの有害物質をいう。
行	PCB	無色液体(塩素化の程度に結晶状)の物質で、不燃性で科学的に安定
	(ポリ塩 化ビフェニル)	度が非常に高く、極めて分解されにくい。耐熱性、電気絶縁性にすぐれた化
		学物質としてトランス油、ノーカーボン複写紙などに用いられた。一度体内に
		入ると極めて分解、排出されにくく、蓄積性が高いため、人体にとって危険度
		が高い。環境基準は「検出されないこと」となっており、1972 年から生産・使
		用が禁止となっている。
	PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向
		上のためのシステム的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提
		唱した概念である。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行
		(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)し
		たうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・
		向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。
	生物化学的酸素要求	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる
	量(BOD)	有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定
		時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化される時に消
		費される酸素の量をいう。単位は mg/l であらわされ、数値が高いほど汚濁
		が著しいことを示す。
	 不法占有物	A類型(2mg/I以下)…小山川など、B類型(3mg/I以下)…元小山川など 道路交通の妨害となり、交通事故を誘発する原因ともなる放置自転車、
	个法白有物 	□ 超 父 通 の 奶 音 と なり、父 通 争 成 を 誘 先 9 る 原 囚 と も な る 放 直 白 転 車 、 │ 商 品 、看 板 な ど の こ と 。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径が 10μm(ミクロン:1μm は、1mm の 1,000 分の
	(SPM)	1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源として
		は、工場、事業場など産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴っ
		て発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものも
		ある。
ゃ	野外焼却	一般的に野原の枯草を焼き払うことであるが、ここでは、野外で焼却施設
		を用いずに廃棄物を燃やすことをいう。
行	有害化学物質	特に人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質で、慢性毒性や急
		性毒性を呈するもの。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素などの6種が、
		また水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、トリクロロエチ
		レンなど 23 種が定められている。
	遊休農地	農地として管理されていないため、草木がはえ荒れている土地のこと。
b	リサイクル	廃棄物に含まれる資源を再生して利用すること。これに対しリユースは、
		商品を廃棄せずに繰り返し利用すること。最近では、リサイクルはこの両者
行		を含めた広い意味、すなわち資源の循環的利用を表す言葉として用いられ
		ることが多い。

本庄市環境基本計画(中間見直し)

発 行:本庄市

編 集:経済環境部環境推進課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

 $T \; E \; L \; : \; 0 \; 4 \; 9 \; 5 - 2 \; 5 - 1 \; 1 \; 1 \; 1 \; (代表)$

FAX: 0495-25-1248

URL: http://www.city.honjo.lg.jp

